

「ゆずばあちゃん」の商標使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ゆずばあちゃん」の商標使用に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条の規定に基づき、本件商標(要綱第1条に規定する本件商標をいう。以下同じ。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許諾の申請)

第2条 使用申請者(要綱第2条に規定する使用申請者をいう。以下同じ。)は、要綱第2条第1項の規定により、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 申請書には本件商標を使用しようとする使用品の見本を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、商品または使用品が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許諾の通知)

第3条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾通知書(別記様式第2号。以下「許諾通知書」という。)により通知するものとする。

3 町長は、申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認めるときは、「ゆずばあちゃん」商標使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者(要綱第3条第3項に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、要綱およびこの要領に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)使用の場合は、使用許諾番号(「ゆずばあちゃん 那賀町許諾No. 」と記載のこと。)を、使用品に明示すること。

(2)関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。

(3)第三者が本件商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに町に連絡すること。

(4)第三者との係争、審判、訴訟等について、町に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。

(5)使用者は、本件商標を付した商品または使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(6)町から要請があった場合は、本件商標の使用実態を報告し、または商品もしくは使用品を提出すること。

(7)使用者が、本件商標の使用に際して、故意または過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を町に賠償すること。

(許諾事項の変更)

第5条 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、販売小売価格、生産予定数、製作予定数等に変更が生じるときは、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更(別記様式第4号。以下「変更申請書」という。)に許諾通知書を添えて町長に提出し、改めて変更後の使用許諾を受けなければならない。

2 使用者は、使用許諾を受けた事項のうち、前項に規定する事項以外の事項に変更が生じるときは、申請書により申請を行い、改めて使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾変更契約の締結等)

第6条 要綱第3条第3項の規定により、使用者が使用許諾期間満了後において在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用するときは、町長は、当該使用者から商品の在庫数を報告させた上で、「ゆずばあちゃん」商標の使用に係る期間の延長契約書(別記様式第5号の1)による期間の延長契約を締結するものとする。

2 町長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更通知書(別記様式第5号の2。以下「変更許諾通知書」という。)により通知するものとする。

3 町長は、変更申請書の内容が要綱第4条の規定に該当すると認めるときは、「ゆずばあちゃん」商標使用不許諾通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用許諾契約の解除)

第7条 使用者は、本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ゆずばあちゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)に許諾通知書(変更があったときは変更許諾通知書)を添えて、町長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月21日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

那賀町長 殿

「ゆずばあちゃん」商標使用許諾申請書

住所(〒 -)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前) 印		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

「ゆずばあちゃん」商標の使用について、次のとおり申請します。

使 用 目 的 (イベントや事業の内容を簡潔 に記入のこと。必要に応じて別 途任意の資料を添付のこと。)	
販 売 又 は 使 用 の 別	販 売 ・ 使 用
商 品 又 は 使 用 品 の 名 称	
① 販 売 小 売 価 格 (税 込 み)	円
② 生 産 予 定 数	
③ 販 売 金 額 合 計 (① × ②) (税 込 み)	円
④ 販 売 ル ー ト 等 (百貨店、専門店、量販店等)	
⑤ 使 用 予 定 数	
使用期間 (製造予定期間)	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 使用する商品の見本(見本が添付できない場合は写真等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフレット等)
- (3) 食品のうち弁当・惣菜類の場合は、「製造もしくは販売に係る保健所の許可証(写し)」または「業務開始報告書(写し)」・「行政資料閲覧同意書(別に定める様式)」・「製造または販売する店舗一覧(任意の様式)」

様式第2号(第3条関係)

那賀町許諾第 号
年 月 日

様

那賀町長 橋本 浩志 印

「ゆずばあちゃん」商標使用許諾通知書

商標登録番号 第5650102号

上記の商標権について、下記の通常使用権を設定することを許諾します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期 間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 使用目的

使 用 目 的	
販 売 又 は 使 用 の 別	
① 商 品 又 は 使 用 品 の 名 称	
②販 売 小 売 価 格 （ 税 込 み ）	
③ 生 産 予 定 数	
販売金額合計（①×②）（税込み）	
使 用 予 定 数	

2 使用対価(使用許諾料)

無償

(裏 面)

3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、使用許諾番号（「ゆずばあちゃん 那賀町許諾No._____」と記載のこと。）を、使用品に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに町に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、町に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 町から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更申請書（別記様式第4号）を町長に提出すること。
- (9) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ゆずばあちゃん」商標（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を添えて町長に提出すること。
- (10) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (11) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第3号(第3条、第6 条関係)

年 月 日

様

那賀町長 橋本 浩志 印

「ゆずばあちゃん」商標使用不許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました「ゆずばあちゃん」商標使用許諾
(申請・変更申請)については、下記の理由により許諾しませんので、通知します。

記

許諾しない理由

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

那賀町長 殿

「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更申請書

住所(〒 -)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前)		代表者
印		
担当者	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

下記の通り使用許諾を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許諾番号	
商品又は使用品の名称	
変更項目	① 販売小売価格 ② 生産予定数 ③ その他（ ） (※該当番号に○を付けること。)
変更する事項	現
	新
変更理由	
備考	

添付書類

「ゆずばあちゃん」 商標使用許諾通知書

様式第5号の1(第6条関係)

「ゆずばあちゃん」商標の使用に係る期間の延長契約書

那賀町許諾第 号
年 月 日

那賀町許諾第 号の契約書（以下「原契約書」という。）記載の下記商品生産予定数のうち、 年3月31日時点の下記在庫数について、原契約書記載の期間の終期を、「 年3月31日」から「 年3月31日」に延長する契約を締結する。

記

＜原契約書の内容＞

商品又は使用品の名称	
生産予定数	個

＜ 年 月 日時点＞

商品の在庫数	個
--------	---

(通常使用権者)

住 所 (所在地)

氏 名 (企業、団体等の場合は名称および代表者名、個人の場合は名前)



(商標権者)

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104―1
那賀町

様式第5号の2(第6条関係)

那賀町許諾第 号
年 月 日

(通常使用権者)
様

那賀町長 橋本 浩志 印

「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更通知書

商標登録番号 第5650102号

年 月 日付け那賀町許諾第 号で通知した上記の商標権に係る使用許諾を、下記のとおり変更するので通知します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内 容

使用目的	
商品又は使用品の名称	
① 製作予定数（変更後）	
② 販売小売価格（税込み）	
③ 生産予定数（変更後）	
④ 販 売 金 額 合 計 （ ② × ③ ） （ 税 込 み ）	

2 使用対価の額

無償

(裏 面)

3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、使用許諾番号（「ゆずばあちゃん 那賀町許諾No._____」と記載のこと。）を、使用品に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに町に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、町に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 町から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ゆずばあちゃん」商標使用許諾変更申請書（別記様式第4号）を町長に提出すること。
- (9) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ゆずばあちゃん」商標（使用許諾契約解除・使用中止）届（別記様式第6号）を添えて町長に提出すること。
- (10) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (11) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

那賀町長 殿

「ゆずばあちゃん」 商標(使用許諾契約解除・使用中止)届

住所(〒 ー)		
企業、団体等の名称(個人の場合は名前) ⑩		代表者
担当者	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

下記の理由により、「ゆずばあちゃん」商標を使用しないので、届け出ます。

記

使 用 許 諾 番 号	
商 品 ま た は 使 用 品 の 名 称	
届 出 の 理 由	
備 考	